

アイスランド共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アイスランド語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アイスランド語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁判から中央当局への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 District Commissioner of Sudurnes (Sýslumaðurinn á Suðurnesjum) 所在地 The District Commissioner of Suðurnes Vatnsnesvegur 33 230 Keflavík, Iceland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託府に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。